

# 平成28年度 介護保険施設等の 指導監査結果及び留意事項

盛岡市 保健福祉部 地域福祉課

# 実地指導について

介護サービス事業等が適正な業務内容となっているかの調査，及び関係法令等の周知徹底のために指導を行う。

指導方法は  
2種類

## 集団指導

介護サービス事業者や介護保険施設担当者に対して，各種対象サービスの取り扱いや介護報酬の算定方法などについて，過去の指導事例を例示する方法により，**1つの会場において指導を行うもの。**

## 実地指導

直接に介護サービス事業者や介護保険施設を訪問して，「施設見学」や「関係書類の閲覧」及び「関係者へのヒアリング」を行い，運営基準条例に基づいた適切な運営が行われているか，介護報酬の算定要件を満たしているか，計画に基づいたサービス提供が行われているか等の内容を確認し，**適正でない認められる場合は是正するよう指導を行うもの。**

# 実地指導について

実地指導終了後の  
通知文書は3種類

- 文書指摘
- 口頭指導
- アドバイス事項

## 文書指摘

福祉関係法令等又は指定基準等に違反すると認められることからすみやかな是正改善を求める場合



是正改善報告書の提出を  
求める

## 口頭指導

福祉関係法令の違反で軽微と認められる場合、又は福祉関係法令以外の関連法令又はその他の通達等に違反する場合



是正改善報告書の提出は求めない

## アドバイス事項

福祉関係法令の違反とは認められないが、今後の運営上改善が望ましい事項



# 監査について

## 監査を実施する場合

- ① 要確認情報が市に対し寄せられた場合
  - ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
  - イ 国民健康保険団体連合会，地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
  - ウ 国民健康保険団体連合会，保険者からの通報情報
  - エ 介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
  - オ 「介護サービス情報の公表」の未実施情報
- ② 実地指導中に著しい運営基準違反が確認され，利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ③ 実地指導中に介護報酬に係る費用の請求に誤りが確認され，その内容が著しく不正な請求と認められる場合

改善勧告に至らない場合

改善報告書の提出

基準違反が発覚

改善勧告

改善命令

指定効力停止  
又は  
指定取り消し

# 実地指導の結果（事業所数）

実地指導 事業所数	26年度	27年度	28年度
<b>居宅サービス</b> 訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハ, 居宅療養管理, 通所介護, 通所リハ, 短期入所生活, 短期入所療養, 特定施設, 福祉用具貸与, 特定福祉用具販売, 居宅介護支援	84	80	73
<b>施設サービス</b> 介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設	3	1	2
<b>地域密着型サービス</b> 地域密着型通所介護, 認知症対応型通所介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護 等	10	9	21
<b>計</b>	97	90	96

# 実地指導の結果（指摘事項の件数）

実地指導 指摘事項の件数		H26	H27	H28	平均 (H26-28)
指摘【あり】の施設数		94	85	<b>86</b>	88
内訳	文書指摘及び口頭指導	(62)	(63)	<b>(67)</b>	(64)
	文書指摘のみ	(4)	(0)	<b>(4)</b>	(3)
	口頭指導のみ	(28)	(22)	<b>(15)</b>	(21)
指摘【なし】の施設数		3	5	<b>10</b>	6
合計件数		97	90	<b>96</b>	94

# 実地指導の結果

指摘事項の件数 (文書指摘及び口頭指導)	H26	H27	H28	平均 (H26-28)
1 基本方針	0	0	<b>0</b>	0
2 人員基準	14	8	<b>4</b>	7
3 設備基準	2	4	<b>3</b>	3
4 運営基準	359	338	<b>403</b>	367
5 変更届出	10	11	<b>10</b>	10
6 報酬請求	32	16	<b>42</b>	30
合計	417	377	<b>462</b>	417

# 平成28年度実地指導の結果

指摘事項の件数 (文書指摘及び口頭指導)	文書指摘	口頭指導	合計	割合
1 基本方針	0	0	<b>0</b>	0.0%
2 人員基準	4	0	<b>4</b>	0.9%
3 設備基準	2	1	<b>3</b>	0.6%
4 運営基準	149	254	<b>403</b>	87.2%
5 変更届出	10	0	<b>10</b>	2.2%
6 報酬請求	35	7	<b>42</b>	9.1%
合計	200	262	<b>462</b>	100.0%

- 指摘の多くが運営基準に関わるもの。
- 報酬請求の指摘のうち、26件は過誤調整が必要となったもの。



## 「4 運営基準」の指摘件数(1/2)

指摘事項の件数	文書指摘	口頭指導	合計	割合
① 勤務体制の確保	9	57	66	14.3%
② 内容及び手続の説明並びに同意	28	70	98	21.2%
③ 介護計画の作成	43	20	63	13.6%
④ 運営規程	3	35	38	8.2%
⑤ 非常災害対策	2	16	18	3.9%
⑥ 衛生管理等（感染症対策）	1	4	5	1.1%
⑦ 記録等の整備	3	2	5	1.1%
⑧ 運営規程の概要等の掲示	5	16	21	4.5%
⑨ 秘密の保持等	1	1	2	0.4%
⑩ 利用料等の受領	3	1	4	0.9%

## 「4 運営基準」の指摘件数(2/2)

指摘事項の件数	文書指摘	口頭指導	合計	割合
⑪ 心身の状況等の把握 (アセスメント)	3	10	13	2.8%
⑫ 利用料等の受領 (日常生活費等)	0	0	0	0.0%
⑬ サービスの提供の記録	3	1	4	0.9%
⑭ 定員の遵守	4	0	4	0.9%
⑮ 身体拘束	4	1	5	1.1%
⑯ 事故発生時の対応	2	3	5	1.1%
⑰ 運営推進会議	0	2	2	0.4%
⑱ その他	35	15	50	10.9%
合計	149	254	403	

# ① 人員基準について

事例20~22

## 【指摘内容】

- 介護職員や生活相談員等，従業者の配置が不適切である。（不在又は勤務時間の不足等）

## 【改善ポイント】

- 勤務予定を作成する際に，人員基準を満たしていることを確認する。
- 勤務予定に変更がある場合にも，人員基準を意識して従業員を配置する。

**注意！**

人員に関する基準は，定員，利用者数，職種等ごとに異なる場合があります。

解釈通知に，基準の考え方が細かく記載されています。

## ② 勤務表について

事例1

### 【指摘内容】

- 勤務表を作成していない。
- 記載すべき項目が不足している。
- 複数の職種を兼務している職員について、1つの職種しか明示していない。

### 【改善ポイント】

- 基準や解釈通知等で、記載すべき事項を確認し、不足項目を追加。
- 兼務している職種を全て明示し、職務の内容を明確にする。

**注意!**

法人として、常勤職員として雇用していても、2以上の事業所を勤務する職員の場合、非常勤職員として取り扱い、各々の勤務時間を区分して、各々の事業所の勤務時間に計上します。各々の勤務表には「常勤以外」又は「非常勤職員」等と明示することになります。

# ③ 内容及び手続の説明並びに同意について

事例3~4

## 【指摘内容】

- 利用者等から報酬改定又は利用者負担割合変更にかかる同意を得ていない。
- 重要事項説明書に記載すべき項目が不足。
- 記載事項に運営規程又は実態との差異がある。

## 【改善ポイント】

- 事前に同意を得た内容に重要な変更が生じた場合は、変更内容について改めて説明のうえ同意を得る。
- 特に利用料金の変更の場合は、書面による同意を得ること。
- 重要事項説明書の記載事項については、運営規程や実態と整合しているか、随時確認する。

参考!

## 「書面による同意」の例

- ・ 変更後の重要事項説明書等による同意
- ・ 変更部分だけを抽出した書面による同意

# ④ 介護計画の作成について

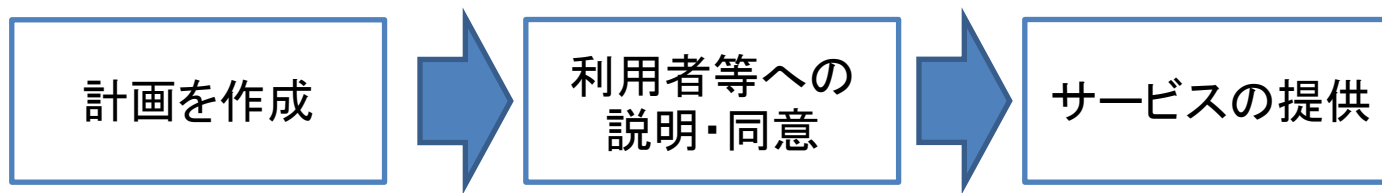
事例5~7

## 【指摘内容】

- サービス提供事業所が作成する計画について、  
(1)作成していない，若しくはサービス提供後に作成  
(2)サービス提供前に同意を得ていない，若しくは同意を得たことが不明確

## 【改善ポイント】

- 計画は，サービス提供前に作成する。
- サービス提供前に，利用者又は家族の同意を得たうえでサービスの提供を行ってください。



※同意日を明確にすること！

## ⑤ 記録等の整備について

事例12

### 【指摘内容】

- サービス提供に関する記録を，適正な期間保存していない。

### 【改善ポイント】

- 事業者は，利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。
- 「完結の日」とは・・・該当の利用者が死亡した日やサービス提供に係る契約が終了した日等

**注意!**

保存が必要な記録は，サービス種別ごとに異なるので，基準を確認してください。

## ⑥ 定員の遵守について

事例25

### 【指摘内容】

- 利用定員を超えてサービスの提供を行っている。

### 【改善ポイント】

- 1日であっても、利用定員を超えた場合は、運営基準違反となります。
- 利用申込みに係る調整を慎重に行ってください。

**注意!**

一部のサービスにおいて、月平均の利用者数が定められている利用定員を超えた場合は、介護報酬の基本部分が70%に減算になる等しますので、注意してください。



# ⑦ 身体拘束について

事例10

## 【指摘内容】

- 身体拘束について説明を行わず，身体拘束をしていた。
- 身体拘束に係る説明書に不備がある。
- 経過観察記録がない。
- 身体拘束の見直しが検討されていない。

## 【緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応】

- ① 3つの要件をすべて満たすこと  
→ 切迫性・非代替性・一時性
- ② 手続きの面でも慎重な取扱い
- ③ 身体拘束に関する記録

# ⑦ 身体拘束について

## 【身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## ⑦ 身体拘束について

### 【改善ポイント】

- 介護保険指定基準上，身体拘束は禁止規定となっていることを念頭においてください。
- 身体拘束の要件や手続きについて，慎重な判断を行ってください。
- 「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」に該当するか，施設等全体での判断ができるようにしてください。

参考!

「身体拘束ゼロへの手引き」

(平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ推進会議」)

## ⑧ 変更の届出について

事例19

### 【指摘内容】

- 厚生労働省令で定められている届出事項について、変更が生じているが、市に変更届が出されていない。

### 【改善ポイント】

- 届出事項に変更があった際は、10日以内に届出する。
- 変更時には、複数の職員でチェックする。

参考!

- ・ 変更届の提出先は盛岡市の場合、介護保険課の事業所指定係。
- ・ 様式は盛岡市のホームページに掲載しています。

トップページ>オンラインサービス>申請書>保険・年金・介護・医療>介護保険

<http://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/hoken/kaigo/1014934/index.html>

## ⑨ 報酬請求について

### 【指摘内容】

- 提供したサービス内容等の記録がない。 事例30
- 算定要件を満たしていないが、加算等を算定している。 事例32～34.38.40.41.43
- 減算を適切に適用していない。 事例35～37.42

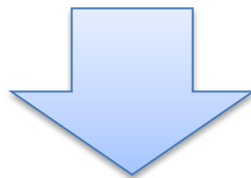
### 【改善ポイント】

- 報酬請求の際には、算定要件を満たしているか、複数の職員で確認する。
- 算定要件を満たしていることを客観的に判断できるように、記録を作成する。

**注意!**

記録不十分、算定要件を満たしていない等により、報酬請求に不備がある場合には、過誤調整が必要となる場合がありますので、算定の際には十分な注意が必要です。

適正な運営・報酬請求にむけて



**運営基準条例や介護報酬の  
算定要件を満たしているか、  
再確認してください。**

- 実地指導の有無に関わらず  
事業所に戻ったら、是非ご確認ください。

# 終わりに

- 平成29年度介護保険施設等指導監査指導方針及び重点事項
  - ・適切な利用者サービスの確保
  - ・適正な事業運営及び報酬請求

- 平成29年度実地指導(予定)

【実施時期】平成29年6月～平成30年2月

【対象事業所数】117事業所

- 条例・省令・告示等について

# 参考ホームページ①

- 盛岡市

トップページ＞健康・福祉＞介護・医療＞介護保険

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kaigoiryo/kaigohoken/index.html>

- 岩手県

トップページ＞くらし・環境＞福祉＞介護福祉

<http://www.pref.iwate.jp/fukushi/kaigo/index.html>

- WAM NET

(福祉医療機構が運営する, 福祉・保健・医療の総合情報サイト)

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>



# 参考ホームページ②

## • 厚生労働省

### (1) 介護・高齢者福祉 トップページ

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/)

### (2) 平成29年度介護報酬改定について

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護報酬

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/housyu/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html)

### (3) 介護サービス関係Q&A

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>

介護サービス関係Q&A

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/qa/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html)

ご清聴  
ありがとうございました

